

コンプライアンス推進本部要綱

(設置)

第1条 コンプライアンスの取組を全庁的に推進するため、コンプライアンス推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項の総合調整に関する事務を所掌する。

- (1) 「京都市職員コンプライアンス推進指針」に基づく取組
- (2) 前号に掲げるもののほか、コンプライアンスの推進に関する取組

(組織)

第3条 本部は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) コンプライアンス推進本部長（以下「本部長」という。）
- (2) コンプライアンス推進副本部長（以下「副本部長」という。）
- (3) コンプライアンス推進統括本部員（以下「統括本部員」という。）
- (4) コンプライアンス推進本部員（以下「本部員」という。）

(本部長)

第4条 本部長は、市長をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総理する。

(副本部長)

第5条 副本部長は、副市長をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理し、本部長及び当該副本部長に事故があるときは、他の副本部長のうち、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(統括本部員)

第6条 統括本部員は、監察監をもって充てる。

2 統括本部員は、本部長及び副本部長を補佐するとともに、本部の所掌事務の着実な推進を図るために、本部員間の連絡調整を統括する。

(本部員)

第7条 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第8条 本部の会議は、本部長が必要があると認めるとき、随時招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長、統括本部員及び本部員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、行財政局において行う。

(コンプライアンス推進部会)

第10条 本部の所掌事務に関して必要な事項の検討、調整及び実践を行うため、コンプライアンス推進部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、コンプライアンス推進部会長（以下「部会長」という。）及びコンプライアンス推進部会員（以下「部会員」という。）をもって構成する。

3 部会長は、監察監をもって充てる。

4 部会員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

5 部会長は、部会の事務を総理する。

6 部会は、部会長が必要があると認めるとき、随時招集する。

7 部会の庶務は、行財政局において行う。

8 前各項に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、部会長が定める。

(コンプライアンス推進委員会)

第11条 本部の所掌事務に関して、別表第3に掲げる局区等（以下「局区等」という。）における取組を推進するため、局区等にコンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、それぞれ委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は、局区等の長をもって充てる。

4 委員長は、副委員長及び委員を指名する。

5 委員会の庶務は、それぞれ、局区等の庶務担当課において行う。

6 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(実施日)

1 この要綱は、平成20年8月27日から実施する。

(関係要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」推進本部に関する要綱

(2) 京都市服務監察会議要綱

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

別表第1（第7条関係）

- (1) 会計管理者
- (2) 都市経営戦略監
- (3) 企画監
- (4) 危機管理監
- (5) 産業・文化融合戦略監
- (6) 文化芸術政策監
- (7) まちづくり政策監
- (8) 国際政策監
- (9) デジタル化戦略監
- (10) 観光政策監
- (11) 木の文化・森林政策監
- (12) 京都市事務分掌条例第1条に規定する局の長
- (13) 区長及び担当区長
- (14) 消防局長
- (15) 京都市公営企業の管理者及び組織に関する条例第2条に規定する管理者
- (16) 交通局次長
- (17) 上下水道局次長
- (18) 市会事務局長
- (19) 教育長
- (20) 教育次長
- (21) 選挙管理委員会事務局長
- (22) 人事委員会事務局長
- (23) 監査事務局長
- (24) 前各号に掲げる者のほか、本部長が必要と認める本市関係職員

別表第2（第10条関係）

- (1) 京都市事務分掌条例第1条に規定する局の庶務担当部の部長又は庶務担当室の室長
- (2) 会計室長
- (3) 区役所及び区役所支所の地域力推進室長
- (4) 消防局総務部長

- (5) 交通局企画総務部長
- (6) 上下水道局総務部長
- (7) 市会事務局次長
- (8) 教育委員会事務局総務部長
- (9) 選挙管理委員会事務局次長
- (10) 人事委員会事務局次長
- (11) 監査事務局次長
- (12) 農業委員会事務局長
- (13) 前各号に掲げる者のほか、部会長が必要と認める本市関係職員

別表第3（第11条関係）

- (1) 京都市事務分掌条例第1条に規定する局
- (2) 会計室
- (3) 区役所及び区役所支所
- (4) 消防局
- (5) 交通局
- (6) 上下水道局
- (7) 市会事務局
- (8) 教育委員会事務局
- (9) 選挙管理委員会事務局
- (10) 人事委員会事務局
- (11) 監査事務局
- (12) 農業委員会事務局